

PCB特別措置法に基づくPCB廃棄物の保管等の届出の全国集計結果速報（平成27年度）

- ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（以下「PCB廃棄物特別措置法」という。）に基づきPCB廃棄物を保管する事業者から都道府県等に対して届出された、平成28年3月31日現在のPCB廃棄物の保管等の状況についてとりまとめた（速報値）。全国の集計結果を表1及び表2に、都道府県単位の集計結果を別紙に示す。
- 結果概要としては、「PCB廃棄物の保管状況」について、保管事業所数では低圧変圧器を除き減少傾向、保管量ではウエス、汚泥を除き減少傾向にあり、処理が着実に進展していると考えられる。
- 一方、「PCB廃棄物を保管する事業所におけるPCB使用製品の使用状況」について、使用事業所数では高圧変圧器、低圧変圧器、低圧コンデンサー、PCBを含む油及びその他機器等で増加傾向、使用量では高圧変圧器、低圧変圧器、PCB及びPCBを含む油で増加傾向にあり、PCB特別措置法に係る周知、掘り起こし調査による結果と考えられる。
- なお、集計に当たっては、入力、集約及びデータ精査に当たっての作業のためこれまで相当の時間を要していたが、処分期間の末日が切迫していることに鑑み、入力・集計フォーマットの簡素化、速報での発表により迅速化に努めることとする。
- また、今後はこの結果と電気事業法の届出及び中間貯蔵・環境安全事業会部式会社（以下「JESCO」という。）の登録データとの一元化を行い、PCB廃棄物処理基本計画における数値を夏頃に更新するとともに、法改正後のデータの一元化を迅速化するためのデータの紐付け等の検討を行う。

表1 PCB廃棄物の保管状況（平成28年3月31日（括弧内は平成27年3月31日）現在）

廃棄物の種類	(参考) 基本計画の分類	保管事業所数		保管量	
高圧変圧器	大型変圧器等	5,884	(6,031)	19,698	(21,646) 台
高圧コンデンサー	大型コンデンサー等	17,136	(20,807)	109,545	(123,825) 台
低圧変圧器	小型変圧器・コンデンサー（10kg未満） 大型変圧器等（10kg以上）	944	(936)	29,560	(30,689) 台
低圧コンデンサー	小型変圧器・コンデンサー（10kg未満） 大型コンデンサー等（10kg以上）	3,036	(3,256)	1,523,787	(1,660,666) 台
柱上変圧器	(低濃度のため対応なし)	285	(328)	521,329	(802,863) 台
安定器	安定器	12,308	(13,173)	4,359,982	(4,882,639) 個
P C B	(表外記載のため対応なし)	289	(307)	26	(28) トン
P C Bを含む油	(表外記載のため対応なし)	3,524	(3,918)	34,411	(52,426) トン
感圧複写紙	その他汚染物等	275	(292)	535	(569) トン
ウエス	その他汚染物等	3,034	(3,202)	1,005	(362) トン
汚泥	その他汚染物等	462	(488)	8,291	(5,917) トン
その他の機器等	小型変圧器・コンデンサー（10kg未満） 大型変圧器等（10kg以上） 大型コンデンサー等（10kg以上）	19,523	(21,444)	581,752	(659,972) 台

表2 PCB廃棄物を保管する事業所におけるPCB使用製品の使用状況
(平成28年3月31日(括弧内は平成27年3月31日)現在)

使用製品の種類	(参考)基本計画の分類	使用事業所数		使用量	
高圧変圧器	大型変圧器等	2,304	(1,893)	8,902	(6,991) 台
高圧コンデンサー	大型コンデンサー等	2,574	(2,672)	5,649	7,359) 台
低圧変圧器	小型変圧器・コンデンサー(10kg未満) 大型変圧器等(10kg以上)	265	(220)	1,094	(947) 台
低圧コンデンサー	小型変圧器・コンデンサー(10kg未満) 大型コンデンサー等(10kg以上)	158	(151)	19,185	(19,370) 台
柱上変圧器	(低濃度のため対応なし)	60	(63)	151,384	(26,148) 台
安定器	安定器	850	(858)	104,248	(115,157) 個
P C B	(表外記載のため対応なし)	23	(23)	39	(0.11) kg
P C Bを含む油	(表外記載のため対応なし)	32	(25)	55,599	(8,329) kg
感圧複写紙	その他汚染物等	0	(1)	0	(60) kg
ウエス	その他汚染物等	0	(0)	0	(0) kg
汚泥	その他汚染物等	1	(2)	41	(41) kg
その他の機器等	小型変圧器・コンデンサー(10kg未満) 大型変圧器等(10kg以上) 大型コンデンサー等(10kg以上)	7,826	(7,552)	44,477	(44,581) 台

表1及び表2において、ドラム缶等各種容器にまとめて保管又は使用している場合など、変圧器等(高圧変圧器、高圧コンデンサー、低圧変圧器、低圧コンデンサー、柱上変圧器、安定器、その他の機器等)が台数又は個数で計上できないもの、PCB等(PCB、PCBを含む油、感圧複写紙、ウエス、汚泥)が重量や体積で計上できないものについては、事業所数のみ計上した。計上されていない保管量及び使用量の詳細は表4～表15を参照されたい。

なお、PCB等については、重量又は体積で計上されたもののうち、体積で計上された分については、1L=1kgとして重量に換算して集計した。

微量PCB汚染廃電気機器等はその他の機器等に含まれている。